

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案

規制の名称：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための措置の導入

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分（新設）改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室

評価実施時期：令和6年4月

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
 - ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
 - ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。
- ※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア（モバイル OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）を提供する事業者のうち、その種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定（以下「指定事業者」という。）し、当該指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定め、規制の遵守状況に関する報告を義務付けるもの（以下「本件規制」という。）であり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。 なお、既存事業者による参入制限行為を規制することにより、新規参入を促

	進するものである。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本件規制は、事業者が活動する地理的範囲に制限を設け、参入障壁を新たに設置するものではない。
代替案	

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【１４頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本件規制は、新規参入者に対する規制は含まれない。指定事業者に対して規制を課す一方で、新規参入者については事業規模が一定の基準を超えるまでは規制が課されないため、新規参入の障壁は小さくなり、新規参入が促進されることが期待される。例えば、本件規制の中で、指定事業者に対して、アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない旨を定めることで、アプリストア事業への新規参入が進むことが期待される。
代替案	

（２）事業者の競争手段の制限

問１：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本件規制は、指定事業者が供給する商品・役務の価格や数量を制限するものではない。指定事業者によるアプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止等を定める本件規制により、アプリ事業者にとっては、価格等の競争手段を含め、より制約を受けることなく事業活動を行うことができるようになる。
代替案	

問２：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【１５頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
----	-----------------

理由	本件規制は、指定事業者の供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限する措置を定めるものではない。 指定事業者によるアプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止等を定める本件規制により、アプリ事業者にとっては、供給する役務の性能等を含め、より制約を受けることなく事業活動を行うことができるようになる。
代替案	

問３：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	本件規制は、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。指定事業者に対して、アプリにおいて、ウェブサイト等で販売する商品・役務の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない旨を定める、本件規制により、アプリ事業者は、ユーザーに分かりやすく情報提供し、アプリ以外のウェブサイト等でも商品・役務を提供することがより容易になる。このように、本件規制はアプリ事業者の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等の選択肢を増やすものであり、競争促進的なものである。
代替案	

（３）事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【１６頁】

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	本件規制には、指定事業者に、供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける規定はない。
代替案	

（４）需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることになる具体的な情報や選択肢を記載する。【１７頁】

回答	<u>はい</u> / <u>いいえ</u>
理由	本件規制は、一般利用者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではない。 本件規制の中には、リンクアウトを妨げてはならない旨、データ利用開示を

	講じなければならない旨や、デフォルト設定を簡易な操作によって変更できる よう措置を講じなければならない旨を規定している。これらの規制によって、 一般利用者が利用できる商品・役務の情報・選択肢は増えることになるため、 本件規制は、競争促進的なものである。
代替案	

結論

本件規制は、事業者間の競争に負の影響を及ぼす規制ではない。本件規制は特定ソフトウェア等に係る競争を促進することを目的として導入されるものであり、上記のとおり、新規事業者の参入促進効果があるとともに、事業者の競争手段の制約を減らすものといえ、事業者間の競争を促進する効果が期待されるものである。

代替案

- ※ 原則として、上記（１）～（４）の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち１つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【８頁】
- ※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【９頁】
- ※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。
- ※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【１８頁】